

北陸エリア「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業 ネットワーク構築事業、調査事業に係る業務委託仕様書

1 趣旨

「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」では、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業の「モデル観光地」に選定された北陸エリアにおいて、インバウンド高付加価値旅行者の誘客を促進している。

いわゆる高付加価値旅行者の誘致による経済効果は極めて高く、旺盛な旅行消費を通じて、地域の観光産業のみならず、多様な産業にも経済波及し、地域経済の活性化につながる。また、高付加価値旅行者による旺盛な知的好奇心を伴う自然体験・文化消費を通じ、地域の自然、文化、産業等の維持・発展に貢献することに加え、地域の雇用の確保・所得の増加や域内循環が図られ、持続可能な地域の実現や地方創生に寄与することから、今後のインバウンド戦略において高付加価値旅行者の誘致は重要な柱である。

このため「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」では、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」や、令和6年3月に策定した「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」北陸エリア・マスタープランに基づき、海外からの高付加価値旅行者を更に呼び込むとともに、観光業の高付加価値化を推進していくことを目指すものとする。

2 委託業務名

本プロポーザルにおいて、以下2つの業務を公募するものとする。

区分	業務名
業務1	ネットワーク構築事業業務 (1) 国内DMC招聘 (2) 国内ネットワーキングイベント (3) 北陸エリア内でのフィールドワーク開催
業務2	調査事業業務 (1) 既存宿泊施設に関する調査 (2) ローカル人材の持続的な確保に関する調査

3 委託業務の期間

契約締結の日から令和8年2月20日まで（全業務共通）

4 業務内容

業務1：ネットワーク構築事業業務

(1) 国内DMC招聘

高付加価値旅行者を取り扱う国内旅行会社（国内DMC）を対象としたファムトリップを実施すること。

① ファムトリップの実施

- ・高付加価値旅行者を取り扱う国内DMC 10社以上を招聘すること。
- ・招聘先は北陸エリア（富山県、石川県、福井県及び岐阜県白川村）とする。
- ・被招聘者は「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議のうえ選定すること。
- ・被招聘者の選定後、被招聘者とファムトリップにむけた事前の連絡調整を行うこと。
- ・1回あたりの招聘日数は問わないが、宿泊を伴う行程とし、訴求していける北陸エリアの滞在価値や被招聘者のニーズも踏まえ、北陸エリアを広く訪問先に含めること。
- ・被招聘者の北陸エリアまでの移動手段、北陸エリア滞在中の移動手段、訪問先や体験、食事、宿泊場所等の必要な手配を行うこと。
- ・ファムトリップに同行し、必要な行程管理を行うこと。また、必要に応じ通訳ガイドを手配すること。
- ・可能な限り地域DMCと連携し、各種手配を行うこと。

② 招聘後のフォローアップ

- ・招聘後、被招聘者に対し評価や課題を確認するとともに、結果を地域の観光事業者に適宜フィードバックし、今後の誘客に活かせるようにすること。

（２） 国内ネットワーキングイベント

北陸エリア内の観光事業者と、高付加価値旅行者を取り扱う国内旅行会社（国内DMC）とのネットワーキングイベントを開催すること。

① ネットワーキングイベント開催

- ・ネットワーキングイベントの開催地は、東京など首都圏とすること。
- ・イベントの会場を手配すること。また、イベント当日の会場設営、行事の運営、必要な備品の搬出入及び終了後の撤去等を行うこと。
- ・イベント参加者は北陸エリア内の観光事業者（セラー）10社以上を想定すること。バイヤーとなる国内旅行会社は、これと同等以上の数を想定すること。
- ・北陸エリアの観光事業者及びバイヤーとなる国内旅行会社について、「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議のうえ、案内先を検討すること。
- ・イベントの開催案内を行い、参加者募集を行うこと。
- ・イベントの内容は、参加する北陸エリアの観光事業者とバイヤーとなる国内旅行会社が、より多くの相手方と商談や意見交換を行うことができ、今後の販路形成につながるような効果的な内容を企画すること。

② イベント実施後のフォローアップ

- ・イベント実施後、参加者に対しアンケートを実施し、成果や課題を取りまとめること。

（３） 北陸エリア内でのフィールドワーク開催

北陸エリアの観光事業者や通訳案内士等を対象に、エリア内の観光資源や、地域の事業者のインバウンド高付加価値旅行者の誘客に向けた取組みについて理解を深めることを目的としたフィールドワークを開催すること。

- ・フィールドワークは富山県、石川県、福井県において、各県１日ずつ開催すること。３県での開催日は別に設定すること。
- ・フィールドワークは、可能な限り北陸エリア内の地域DMCと連携して実施すること。
- ・フィールドワークの行程は、「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」や連携する地域DMCと協議のうえ調整すること。
- ・フィールドワーク１回につき、20名程度の参加者を見込むものとし、北陸エリア内の観光事業者や通訳案内士等を対象に参加者募集を行うこと。
- ・フィールドワークの開催にむけて、必要となる各施設や体験の予約及び案内、移動手段の手配等を行うこと。
- ・参加者にアンケートを行い、結果を把握し取りまとめること。

＜業務１（１）～（３）共通＞

○業務の報告等

- ・実施した活動内容と結果を報告書としてまとめ、事業終了後に報告すること。
- ・事業の進捗について「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と定期的にミーティングを行うこと。
- ・「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」から問い合わせがあった場合、都度、活動状況を報告すること。

○企画提案について

- ・各業務の実施にあたり、効果的な内容（効果的な手法、ターゲットとする相手方や連携する関係者等）を具体的に提案すること。

業務２：調査事業業務

（１）既存宿泊施設に関する調査

北陸エリアの既存宿泊施設を対象に、高付加価値旅行者の誘客の可能性や課題等を調査すること。

① 調査の実施

- ・北陸エリア内の既存の宿泊施設について、高付加価値旅行者の応対実績のある宿泊施設や、今後、送客の拡大が見込まれる宿泊施設をリストアップし、基本情報として整理すること。
- ・「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議のうえ、北陸エリア内で、高付加価値旅行者の誘客に意欲を持つ、10以上の既存宿泊施設を調査対象として選定し、高付加価値旅行者の誘客に向けた課題を調査すること。

- ・課題の調査にあたっては、当該施設へのヒアリングやアンケートに加え、高付加価値旅行者の誘客や応対に実績を持つ専門家を招聘し、現地視察を行うとともに、その評価を踏まえ、ハード、ソフト両面からの課題について把握すること。
- ・宿泊施設に対し評価結果や課題をフィードバックするとともに、課題解決の方向性や今後の必要な対応について、アドバイスをを行うこと。

② その他

- ・調査にあたっては、観光庁が、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業の一環で、宿泊施設を対象に実施する「インバウンド高付加価値旅行者受入状況に関する調査」（令和7年夏、実施予定）の北陸エリア内の結果も踏まえ、取りまとめること。

（２）ローカル人材の持続的な確保に関する調査

北陸エリアにおいて、高付加価値旅行者のニーズを満たすことのできる通訳ガイド等のローカル人材発掘に向けた調査を実施すること。

① 調査の実施

- ・観光事業者および観光関連産業に従事する人材や在留外国人など、北陸エリアに在住し、高付加価値旅行者に、主に通訳ガイドとして対応することのできるスキルをもつローカル人材（高付加価値旅行に対応できるスキルを保有すると考えられる「ローカルガイド予備軍」）を発掘し、把握すること。
- ・ローカル人材は、高付加価値旅行者のニーズに応えられるホスピタリティや語学力等のスキルを保有している者が望ましく、地域の事業者等の意見も踏まえ幅広く発掘に向けた調査を行うこと。
- ・調査の実施にあたっては、北陸エリア内の民間事業者、各団体へのヒアリング等を通して人材の発掘を進めていくこと。
- ・他地域で参考となる事例がある場合、調査に含めること。
- ・ローカル人材に対して、インバウンド高付加価値旅行者の誘致の重要性や、通訳ガイドをはじめとした観光業への参入の意義について理解を深めることのできるような説明を行うこと。
- ・その他、企画提案にあたって、ローカル人材を発掘・育成するために効果的な手法やスケジュールについて提案すること。また、発掘したローカル人材が、通訳ガイド又はインバウンド高付加価値旅行者への対応に従事していけるよう、将来の活動の場も見据えた企画提案を行うこと。

<業務２（１）～（２）共通>

○業務の報告等

- ・実施した活動内容と結果を報告書としてまとめ、事業終了後に報告すること。
- ・事業の進捗について「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と定期的にミーティングを行うこと。
- ・「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」から問い合わせがあつ

た場合、都度、活動状況を報告すること。

○企画提案について

- ・各業務の実施にあたり、効果的な内容（効果的な手法、想定する施設や連携する関係者等）を具体的に提案すること。

5 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものを「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」へ提出すること。

- ・業務完了報告書（電子媒体 1 部）
- ・その他「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」が求める資料等（電子媒体 1 部）

6 その他

- （1）本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- （2）本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- （3）受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- （4）本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業として実施するものであり、事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」及び観光庁に帰属するものとする。
- （5）受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- （6）受託内容に疑義が生じた場合は、その都度「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議の上、その指示に従って進めること。
- （7）本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。